

労務アシスト通信

連絡先：〒252-0206

相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F

電 話：042-704-9860 FAX：042-704-9861

メール：main@roumu-assist.com

H P：https://roumu-assist.com/



「健康経営」——他社はどのような取り組みを行っているのか？

昨年夏に実施された「健康経営に関する実態調査結果」が東京商工会議所から公表されました。健康経営については大分認知されてきているかと思いますが、他社はどのような取り組みをしているのか、その効果はどのようなのか、気になるところかと思えます。今回はこの調査結果から、その実態を見てみます。

◆おさらい～健康経営とは？

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法。企業理念に基づいて、従業員等への健康投資を行うことで、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上等につながると期待されています。

◆「健康経営」で実践している（実践の予定がある）具体的な取り組み

1 位：健診・検診（健康診断受診率 100%、人間ドックの費用負担等）

2 位：労働時間等の適正化（ノー残業デイの設置、有休取得の推奨等）

3 位：禁煙・分煙（事業所内の完全禁煙、禁煙の推奨等）

4 位：スポーツイベントの実施（ウォーキング大会等の社内イベントの実施、ラジオ体操の実施等）

5 位：メンタルヘルス（産業医や保健師との面談実施、メンタルヘルスチェックの実施等）

6 位：ストレスチェック（ストレスチェックの実施、そのフォローアップ等）

7 位：職場環境改善（希望者へ椅子としてバランスボールを支給、事業所内に健康器具や血圧計の設置等）

8 位：健康企業宣言（健康企業宣言への参加）

◆健康経営に取り組むにあたり、その効果として魅力に感じるもの

1 位：従業員満足度の向上（従業員の定着率の向上など）

2 位：従業員の健康意識の高まり

3 位：生産性の向上（作業効率の向上）

4 位：業績の向上

5 位：社内のコミュニケーションの活性化

6 位：労働時間の適正化、有休取得率増加

7 位：企業ブランドイメージの向上（採用活動への影響など）

8 位：メディア等への露出の増加

※調査の概要等については、下記をご覧ください。

<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1013694>

人手不足問題への対応、どうしますか？

◆人材不足を実感している企業が 9 割

企業の「人手不足」の問題については、しばしば新聞やテレビでも報道されるところですが、自社の状況はどうか？

エン・ジャパン株式会社が実施した 2019 年の「人材不足の状況」についてのアンケート調査（762 社から回答）によると、「人材が不足している部門がある」と回答した企業が 9 割という結果だったそうです。これは、2016 年の調査に比べ、5 ポイント上



昇した数字となっており、3 年前よりも人材不足感が増していることが伺えます。

◆人手不足への対応策は？

では、人手不足を実感している会社では、どのような対策を講じているのでしょうか。

同調査では、人材不足の状況への対応策についても聞いており、86%が「新規人材の採用（欠員の補充）」と答えています。次いで「既存の業務を効率化する（ICT 化、標準化等）（35%）、既存社員の教育、能力向上（30%）、社員のモチベーション向上のため、処遇見直し（18%）」と続いています。

調査結果でも、「新規人材の採用」を解決策として挙げた会社が多かったようですが、最近では、「高齢者雇用」「外国人雇用」「仕事を離れてからブランクのある女性の雇用」など、これまで採用市場に多くなかった人材の積極採用に目を向ける企業も増えているようです。

◆「新規人材の採用」以外の解決策も

また、今後避けられないであろう人口減少、労働力人口減少の流れの中では、「今いる人材が離職しないこと」

「業務の効率化」は、どうしても検討しなければならないテーマとなっています。

社員の納得感を増すために処遇制度を見直したり、職場環境を改善するため社内コミュニケーションを活性化させたりするなど、すでに人材確保のための積極的な取り組みを始めている企業も少なくありません。

◆人材確保のために今から対策を

人手不足の問題は、今後企業ごとに工夫を凝らして解決していかなければならないテーマとなっています。人材獲得競争の波に乗り遅れないように、今から検討していく必要があるでしょう。

3 月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

11 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
【公共職業安定所】
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始して

いる場合＞
【労働基準監督署】

15 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出＜新規適用のもの＞【税務署】
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告【市区町村】
- 個人事業税の申告【税務署】
- 個人事業所得税の申告【都・市】
- 贈与税の申告期限＜昨年度分＞【税務署】
- 所得税の確定申告期限【税務署】
- 確定申告税額の延納の届出書の提出【税務署】
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出【税務署】

4 月 1 日

- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
【公共職業安定所】
- 個人事業者の消費税の確定申告期限【税務署】